入 札 公 告

次のとおり競争入札に付します。

令和元年１１月２９日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構
横浜保土ケ谷中央病院
院　長　　池　秀之

１　競争に付する事項

（１）件　　名　　患者送迎用車両運行管理業務委託

（２）内　　容　　入札説明書及び仕様書による

（３）履行期間　　令和２年４月１日から令和３年３月３１日

（４）履行場所　　横浜市保土ケ谷区釜台町４３－１
独立行政法人地域医療機能推進機構　横浜保土ケ谷中央病院

（５）入札方法

① 入札者が提出する入札書は、件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械、器具、運搬費等、業務履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとすること。

② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

２　競争に参加する者の必要資格に関する事項

（１）次の①～⑥の条件に該当する者は参加する資格を有しない。

① 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）

② 破産者で復権を得ない者

③「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づくところの暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者

④「破壊活動防止法」に基づくところの破壊的団体及びその構成員

⑤　次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

（ａ）契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は業務に関して不正の行為をし、若しくは業務の遂行に当たって遵守しなければならない事項に反した者

（ｂ）公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

（ｃ）第一交渉権者の契約締結又は契約者の契約履行を妨げた者

（ｄ）競争入札の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（ｅ）正当な理由なくして契約を履行しなかった者

（ｆ）前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、下請負人、支配人その他の使用人として使用した者

（ｇ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑥　その他不適当と認めた者

（２）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去３年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていない者。なお、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者にあっては、手続き開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者。（再認定後の競争参加資格による）

（４）独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第２条の各号に該当しない者であること。

（５）次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険料

②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

③船員保険

④国民年金

⑤労働者災害補償保険

⑥雇用保険

（注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以来以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る）こと。

（６）令和０１・０２・０３年度（平成３１・３２・３３年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」において、Ｂ、Ｃ、又はＤの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

（７）入札説明書の交付を受けた者であること。

（８）入札説明書において示す反社会的勢力排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

（９）その他入札説明書で示す資格を有する者であること。

３　入札手続等

（１）担当部署（問い合わせ先）

〒２４０－８５８５　横浜市保土ケ谷区釜台町４３－１

独立行政法人地域医療機能推進機構　横浜保土ケ谷中央病院

経理課　契約係　担当　内山

電　話　０４５－３３１－１２５１

ＦＡＸ　０４５－３３１－０８６４

電子メール　keiri@hodogaya.jcho.go.jp

（２）入札説明書（入札関係書類）の交付期間、場所及び方法

本公告の日から令和元年１２月２３日（月）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く９時から１７時（但し令和元年１２月２３日に限り１１時まで）までに「機密保持に関する誓約書」（本公告に添付）、名刺と引き換えに上記（１）の担当部署にて交付する。なお、来院が困難な者については、郵送にて交付を行うので、上記（１）担当者へ期日に余裕を持って早めに連絡すること。

（３）問い合わせ

令和元年１２月１１日（水）１７時までに、上記（１）担当者宛て電子メールにて質疑書を提出すること。電話・口頭による質問は一切受け付けない。問い合わせの回答は、令和元年１２月１６日（月）１７時までに電子メールにて行う。

（４）入札参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

本公告の日から令和元年１２月２３日（月）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く９時から１７時（但し令和元年１２月２３日に限り１４時まで）までに上記（１）の担当部署に持参すること。（郵送する場合には期限までに必着のこと）但し、資料の作成に係る費用は提出者の負担とし、一度提出された資料は返却しない。

（５）入札説明会

入札説明書、仕様書等交付時に随時実施する。

（６）入札参加資格通知

上記（４）の提出資料を審査のうえ、令和元年１２月２４日（火）１７時までに通知する。

４　開札日時及び場所

（１）日　時　　令和元年１２月２５日（水）　１５時００分より

（２）場　所　　横浜保土ケ谷中央病院　２階　会議室

５　その他必要な事項

（１）入札保証金及び契約保証金　「免除」

（２）入札及び契約手続に使用する言語及び通貨　「日本語及び日本国通貨」

（３）参加者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記３（２）により交付される入札説明書（入札関係書類）に基づき上記２の競争参加資格に関する証明書等を上記３（４）の期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

競争参加資格に関する証明書等については審査を行い、参加資格を有すると認めた者には競争参加資格確認書を送付する。

（４）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

（５）契約書作成の要否　「要」

（６）契約の相手方の決定方法

①　契約事務細則第３４条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。

②　契約の第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から１０日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

（７）応募に関する留意事項

①　資料の取り扱い

当院が提示する資料は、入札参加申請に係る検討資料とし、それ以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、当院の承諾を得るこ

となく第三者にこれを使用させ、又は、内容を提示することを禁止する。

② その他

当院が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとし、同等の効力を有するものとする。なお、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知を行う。

（8）詳細は入札説明書による。

以上

機密保持に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人地域医療機能推進機構
横浜保土ケ谷中央病院
院長　池　秀之　殿

住　　所
商号又は名称
代　表　者　　㊞

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「当社」という）は独立行政法人地域医療機能推進機構横浜保土ケ谷中央病院（以下「貴院」という）への役務の提供（以下「本件目的」という）を行うにあたり、貴院から当社に対して開示される機密情報（以下「機密情報」という）の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

（機密情報の定義）

第１条　本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

（１）　開示を受ける以前より、自ら保持し、または第三者から入手していた情報
（２）　開示を受ける時点で既に公知であった情報、またはその後公知となった情報
（３）　守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報
（４）　当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報
（５）　貴院から書面により開示の承認を得た情報

（機密情報の取扱い期間）

第２条　本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

（表明および保証）

第３条　貴院が機密情報の内容の正確性、完全性および最新性につき何らの表明および保証（明示か黙示を問わない）を行わないことを当社は了承します。

２　当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

（機密情報の取扱い）

第４条　当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

２　当社は、当社およびその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員および一部特定の従業員以外の役員および一般従業員に対しては、一切情

報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中および退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

（機密情報取扱いの例外）

第５条　当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者および次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

（１）　顧問弁護士、会計監査人

（２）　機密の厳守および本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家

（３）　裁判所または行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署

（４）　法令に基づき当社を監督する官公署または団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署または団体

（善管注意義務）

第６条　当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院または貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書面、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

（利害関係人との接触の禁止）

第７条　当社は、貴院の事前の承認がない限り、本物件の使用車、占有者、賃貸借人、その他本物件と利害関係のある第三者と接触しないものとします。

（機密情報の返還）

第８条　当社は、本件目的の実施が終了したときまたは貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還または当社の責任において破棄します。

（損害賠償）

第９条　貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

（準拠法および管轄裁判所）

第１０条　本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取り扱うものとします。

２　当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以　上